

Tax Analysis

中国税務

Authors:

Hong Kong

Sarah Chin, Partner

Tel: +852 2852 6440

Email: sachin@deloitte.com.hk

Shanghai

Dolly Zhang, Director

Tel: +86 21 6141 1113

Email: dozhang@deloitte.com.cn

Guangzhou

Susana Zhao, Senior Manager

Tel: +86 20 2831 1517

Email: suszhao@deloitte.com.cn

Shanghai

Patrick Zhu, Senior Advisor

Tel: +86 21 2316 6607

Email: jingzhu@deloitte.com.cn

越境電子商取引の小売輸入に関する新しい租税政策の公布

中国政府は 3 月末から 4 月初めにかけて一連の通達を公布し、2016 年 4 月 8 日から、越境電子商取引（以下、越境 EC）の小売輸入（企業と消費者の取引、即ち B2C）に対して、新しい租税政策を実施する旨を明らかにした¹。新政策の実施後、越境 EC の小売輸入に係る税負担に変化が生じる。

背景

規定に基づき、中国税関は一般的に、輸入される商品を輸入貨物と輸入物品（個人が携帯して国内に持ち込む荷物または国内に郵送される物品。合理的な数量の自己使用目的のものに限る）の二種類に分けて、輸入段階の税金を徴収している。輸入貨物は通常、課税価格と適用税率に基づき計算した輸入関税、増値税と消費税（適用される場合）を徴収される。この課税価格は取引価格に基づき決定される。輸入物品は一般的に貿易属性を持たず、ほとんどの場合、固定課税価格と総合税率によって計算した税金（輸入物品の場合、“行郵税”と称される）を徴収されるが、それが一定額以下であれば、徴収を免除される。輸入貨物に比べて、輸入物品のほうが税額の計算が簡単であり、全体的な税負担も小さい。

これまでの実務（特に越境 EC の試験的運用地区）では、個人が越境 EC プラットフォームを通じて購入する商品は多くの場合、輸入物品として扱われ、行郵税が課されてきた。このような商品取引は以前からある輸入物品とは異なり、一定の貿易属性を有するため、もし当該取引に行郵税しか課されないならば、国内販売用に一般貿易で輸入される貨物および国産貨物よりも全体的な税負担が小さくなり、競争が不公平なものとなり得る。ゆえに中国政府は、越境 EC の小売輸入に対して新しい租税政策（以下、越境 EC の小売輸入租税政策）を実施することを決定した。今後、越境 EC の小売輸入商品は輸入貨物として扱われるようになるが、一般輸入貨物とは別に、独自の方法で税額の計算と徴収が行われる。今回の政策の変更は、中国が実質的に輸入される商品を一般輸入貨物、輸入物品、越境 EC の小売輸入商品の三種類に分け、それぞれに異なる輸入租税政策が適用されることを意味する。

¹ 主な関連通達は以下のとおりである。

- 「越境電子商取引の小売輸入に係る租税政策についての通知」（財関税[2016]18号）
- 「越境電子商取引の小売輸出入商品に対する監督管理に関する事項についての公告」（税関総署公告 2016 年第 26 号）
- 「越境電子商取引の小売輸入商品リストの公布に関する公告」（財政部、発展改革委員会、工業情報化部、農業部、商務部、税関総署、国家税務総局、質検総局、食品薬品監管総局、絶滅危惧種輸出入管理弁公室、国家暗号管理局公告 2016 年第 40 号）
- 「越境電子商取引の小売輸入商品リスト（第二弾）の公布に関する公告」（財政部、発展改革委員会、工業情報化部、環境保護部、農業部、商務部、中国人民銀行、税関総署、国家税務総局、質検総局、新聞出版广电総局、食品薬品監管総局、絶滅危惧種輸出入管理弁公室公告 2016 年第 47 号）

For more information, please contact:

Customs & Global Trade Services

National Leader

Hong Kong

Sarah Chin, Partner

Tel: +852 2852 6440

Email: sachin@deloitte.com.hk

Northern Region

Beijing

Yi Zhou, Partner

Tel: +86 10 8520 7512

Email: jchow@deloitte.com.cn

Eastern Region

Shanghai

Li Qun Gao, Partner

Tel: +86 21 6141 1053

Email: ligao@deloitte.com.cn

Southern Region

Guangzhou

Janet Zhang, Partner

Tel: +86 20 2831 1212

Email: jazhang@deloitte.com.cn

Western Region

Chongqing

Frank Tang, Partner

Tel: +86 23 8823 1208

Email: ftang@deloitte.com.cn

Asia Pacific Leader

Hong Kong

William Marshall, Partner

Tel: +852 2852 5668

Email: wmarshall@deloitte.com.hk

上記の政策変更と合わせて、中国は輸入物品に適用される行郵税税率の調整も行った²。これにより、各商品に係る行郵税税率は同種類の輸入貨物に係る総合税率とほぼ一致するようになる。当該変更も 2016 年 4 月 8 日から実施される。

新政策の概要

納税主体

新しい越境 EC の小売輸入租税政策の下で、越境 EC の小売輸入商品を購入する個人が納税義務者となり、EC 企業、EC プラットフォーム企業または物流企業を代理徴収代理納付義務者とすることができる。

適用範囲

商品の範囲 – 工業原材料等の商品が越境 EC の小売輸入のルートから国内に入ることとを避けると同時に、日常的な徴税管理を行いやすくするために、越境 EC の小売輸入租税政策の適用対象商品に対しては、リストによる管理を実施する。財政部等の部門が先ごろ公布した二つの商品リストにはそれぞれ 1,142 と 151 の 8 桁のコードの商品が含まれている。これらの商品は主に、国内に一定の消費需要があり、関係部門の監督管理要求を満たすことができ、かつ国際宅配、国際郵便等で輸入可能な生活消費品であり、一部の食品・飲料、衣服・靴・帽子、家庭用電器および一部の化粧品、紙おむつ、児童用玩具、マグボトル等が含まれる。越境 EC の小売輸入商品リストは、越境 EC の発展状況と消費者の需要の変化等の要因に応じて、適時に調整される。

取引の範囲 – 越境 EC の小売輸入租税政策を適用する取引は、以下の条件を満たす必要がある。

- 税関とネットワークでつながる EC プラットフォームを通じた取引であり、取引、支払、物流の電子情報（“三単”）の照合が実現できること。
- 税関とネットワークでつながる EC プラットフォームを通じた取引ではないが、宅配、郵便企業が統一的に取引、支払、物流等の電子情報を提供でき、かつ相応の法的責任を負うことを承諾すること。

税額の計算

新政策が実施されるまで、越境 EC の小売輸入商品は一般的に輸入物品として行郵税を徴収されていた。下表は、新しい越境 EC の小売輸入租税政策と従来の輸入物品（個人の郵送による輸入物品）に係る行郵税政策の下での税額の計算を比較したものである。

	越境 EC の小売輸入商品	輸入物品 (個人の郵送による輸入物品)
取引 上限額	1 回の取引は 2,000 元、個人の年間の取引は 2 万円を上限額とする。 上限額を超える場合は、一般輸入貨物として、輸入段階の税金を全額徴収する。	1 回の取引につき、800 元（香港、マカオ、台湾からの輸入の場合）または 1,000 元（香港、マカオ、台湾以外からの輸入の場合）を上限額とする。 分割できない物品が 1 件のみある場合、上限額を超えても、審査の結果、個人の自己使用目的のものであると認められれば、輸入物品として扱う。 その他の場合、上限額を超えれば、返送するか、貨物の規定に従って通関手続を行う。

²主な関連通達は以下のとおりである。

- 「輸入物品に係る輸入税の調整に関する問題についての通知」（税委会[2016]2 号）
- 「〈中華人民共和国輸入物品分類表〉および〈中華人民共和国輸入物品課税価格表〉に関する公告」（税関総署公告 2016 年第 25 号）

越境 EC の小売輸入商品		輸入物品 (個人による郵送物品)
課税価格	実際の取引価格（商品の小売価格、輸送料と保険料を含む）	『課税価格表』に記載された固定価格により決定する。『課税価格表』に記載がない場合、同一物品、同一源泉地の直近の主要市場における小売価格に基づき決定する。 試験的運用地区の越境 EC 企業は、電子注文書の実際の販売価格を課税価格とする。
適用税率	関税税率 0% 増値税、消費税は、法定納税額の 70%を徴収する。	2016 年 4 月 7 日以前：10%、20%、30%、50% 2016 年 4 月 8 日以降：15%、30%、60%
免税枠	なし	輸入税の税額が 50 元以下の場合は免税となる。
返品および税額還付	通関日から 30 日以内に返品する場合は、税額還付を申請することができる。また、個人の年間の取引総額も調整される。	なし

デロイトのコメント

関連商品の輸入に係る税負担の増加

新政策が実施されるまで、越境 EC の小売輸入商品には行郵税が課されていたため、その税負担は全体として一般貿易による輸入貨物よりも小さかった。行郵税政策における 50 元以下の税額の免除や、1 件の分割できない物品が個人の自己使用目的のものであれば、上限額を超える場合でも輸入物品として扱うという規定は、税負担の低減を図れる可能性のあるものとして、一部の越境 EC 企業の関心を集めた。

新政策の実施後、当該政策が適用される商品は、関税税率が 0%となり、増値税、消費税は法定納税額の 70%のみが徴収される。また、一般輸入貨物として扱われない取引の上限額も引き上げられた。しかし、一方で 50 元以下の税額の免除等は受けられなくなり、輸入に係る全体的な税負担は大きくなる可能性がある。そのうち、大部分の消費税を課されない商品の総合税率の水準は 11.9%となる。

商品または取引が規定の条件を満たさず、新政策を適用できない場合は、なお行郵税を課されることになるが、4 月 8 日から適用される行郵税税率も従来より高くなる。

具体的な商品について見てみると、輸入に係る税負担が大きくなるものも小さくなるものもある。下表は、新政策の実施前後における、一部の商品の輸入に係る税負担を比較したものである。（いずれも取引の上限額を超えず、一般輸入貨物として扱われないと仮定する。）

商品	実際の取引価格 (人民元)	従来に行郵税		越境 EC の小売輸入 に係る税金		税負担の比較	
		税率	輸入税 ^a	総合税率	輸入税	税負担の 変化	税負担の 増減率 ^b
食品	500	10%	0 ^c	11.9%	59.5	+ 59.5	+ 11.9%
	600	10%	60	11.9%	71.4	+ 11.4	+ 1.9%
紡績品	250	20%	0 ^c	11.9%	29.75	+ 29.75	+ 11.9%
	300	20%	60	11.9%	35.7	- 24.3	- 8.1%
化粧品	100	50%	0 ^c	47%	47	47	+ 47%
	120	50%	60	47%	56.4	- 3.6	- 3%

^a 試験的運用の対象である越境 EC 企業の場合、電子注文書の販売価格に行郵税税率をかけて納税額を算出する。

^b 税負担の増減率は、輸入税の増減額を取引価格で割って算出した。

^c 算出された納税額が 50 元以下であるため、輸入税は免除される。

越境 EC に対する税関の実務と管理の規範化

新しい越境 EC の小売輸入租税政策では、“三単合一”という税関の管理上の要求を強調している。即ち、EC プラットフォームを税関とネットワークでつなげ、“三単”（即ち、注文、支払、物流の情報）を照合できるようにする必要がある。EC プラットフォームが税関とネットワークでつながっていない場合は、宅配企業、郵便企業が“三単”の情報

を提供し、かつ相応の法的責任を負うことを承諾しなければならない。また、越境 EC の小売輸入租税政策では、商品のポジティブリストが導入され、越境 EC の小売輸入として扱える商品はリスト上の商品に限られる。さらに、従来は越境 EC 取引で返品が生じた場合の税金の取扱いに関する規定がなかったが、新政策では、返品と税額還付の可能性が初めて示された。これは、返品率の高いアパレル業の越境 EC 企業にとって、積極的な意味を持つものである。

これまで税関は、越境 EC の小売輸入商品を行郵税の課税対象として管理してきたため、税関調査の対象としていなかった。しかし、新政策では、越境 EC の小売輸入商品は輸入貨物の範疇に入ることが明らかにされている。このことは、「税関法」および「税関調査条例」の関連規定に基づき、税関がこのような貨物の輸出入に直接関連する EC 企業に対して調査を行う権限を有することを意味する。

越境 EC 業界における競争の変化

新政策はマタニティ・ベビー商品、食品、保健品等の人気のある日用品の税負担に比較的大きな影響を与えるものであり、これらの日用品を専門的に取り扱う小型の EC プラットフォームの価格の優位性はなくなるだろう。一方で、化粧品、アパレル、小型家電、ハンドバッグ、奢侈品等が受ける影響は比較的小さく、特に一部の高級品に係る税負担はむしろ従来より小さくなるため、主にこれらの商品を取り扱う中型・大型の EC プラットフォームにとっては、差別化による競争優位性を得る上で有利といえる。

全体として、新政策は越境 EC の小売輸入商品と一般輸入貨物の間の税負担の差を縮小するものであり、輸入に係る税負担の差に過度に依存して価格競争を行うという望ましくない状態を変え、越境 EC 企業が経営と流通の効率の向上を図り、独自の優位性を発揮するよう導く上での助けとなるだろう。

アドバイス

- 中国において越境 EC の小売輸入業務に投資する意向のある企業は、新政策の公布を機に、中長期的な発展に有利な投資プロジェクトについてできるだけ早く検討することを提案する。
- 税関での届出を行っていない越境 EC プラットフォームは、越境 EC の輸入租税政策の適用が難しくなるため、潜在的な影響について評価し、今後の発展の方向性について早急に検討することを提案する。
- すでに運営段階にある越境 EC 企業については、新政策がもたらす影響を分析すること、現行の投資の枠組みと事業モデルを整理して最適化を図ること、業界の長期的な発展の方向性を見て、短期的、長期的な戦略を適時に見直すことを提案する。
- 新政策を適用する越境 EC 企業は今後、税関調査を受ける可能性があることから、適切に自らを管理し、コンプライアンスの意識を高め、リスクに対応する必要がある。このような企業が必要に応じて専門家のサポートを求め、できるだけ早く日常的な輸出入活動のコンプライアンスに対して自己検査を行うことを提案する。
- 業界内で注目されている返品と税額還付の具体的な手続や、検査検疫等の監督管理措置については、まだ細則が出されていないため、実際の運用に関して不確定性が存在する。関係する EC 企業が今後の動向に留意することを提案する。
- 個人消費者については、1 回の取引および年間の取引の上限額に関する新しい規定、郵送による輸入物品、個人が携帯して持ち込む物品に関する変更点に留意し、合理的な消費計画を立てることを提案する。

上述の内容についてより詳しく理解したい場合は、デロイトの **Customs & Global Trade** サービスチームまでご連絡ください。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

Beijing

Andrew Zhu

Partner

Tel: +86 10 8520 7508

Fax: +86 10 8518 1326

Email: andzhu@deloitte.com.cn

Hong Kong

Sarah Chin

Partner

Tel: +852 2852 6440

Fax: +852 2520 6205

Email: sachin@deloitte.com.hk

Shenzhen

Victor Li

Partner

Tel: +86 755 3353 8113

Fax: +86 755 8246 3222

Email: vicli@deloitte.com.cn

Chongqing

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 6310 6206

Fax: +86 23 6310 6170

Email: ftang@deloitte.com.cn

Jinan

Beth Jiang

Director

Tel: +86 531 8518 1058

Fax: +86 531 8518 1068

Email: betjiang@deloitte.com.cn

Suzhou

Frank Xu / Maria Liang

Partner

Tel: +86 512 6289 1318 / 1328

Fax: +86 512 6762 3338

Email: frakxu@deloitte.com.cn
mliang@deloitte.com.cn

Dalian

Bill Bai

Partner

Tel: +86 411 8371 2888

Fax: +86 411 8360 3297

Email: bilbai@deloitte.com.cn

Macau

Raymond Tang

Partner

Tel: +853 2871 2998

Fax: +853 2871 3033

Email: raytang@deloitte.com.hk

Tianjin

Jason Su

Partner

Tel: +86 22 2320 6680

Fax: +86 22 2320 6699

Email: jassu@deloitte.com.cn

Guangzhou

Victor Li

Partner

Tel: +86 20 8396 9228

Fax: +86 20 3888 0121

Email: vicli@deloitte.com.cn

Nanjing

Frank Xu

Partner

Tel: +86 25 5791 5208

Fax: +86 25 8691 8776

Email: frakxu@deloitte.com.cn

Wuhan

Justin Zhu

Partner

Tel: +86 27 8526 6618

Fax: +86 27 8526 7032

Email: juszhu@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu

Partner

Tel: +86 571 2811 1901

Fax: +86 571 2811 1904

Email: qilu@deloitte.com.cn

Shanghai

Eunice Kuo

Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Fax: +86 21 6335 0003

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Xiamen

Jim Chung

Partner

Tel: +86 592 2107 298

Fax: +86 592 2107 259

Email: jjchung@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader

Leonard Khaw

Partner

Tel: +86 21 6141 1498

Fax: +86 21 6335 0003

Email: lkhaw@deloitte.com.cn

Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7511

Fax: +86 10 8518 1326

Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Davy Yun

Partner

Tel: +852 2852 6538

Fax: +852 2520 6205

Email: dyun@deloitte.com.hk

Southern China (Mainland/Macau)

German Cheung

Director

Tel: +86 20 2831 1369

Fax: +86 20 3888 0121

Email: gercheung@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Director

Tel: +86 21 6141 1262

Fax: +86 21 6335 0003

Email: kzhu@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at wanluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), and its network of member firms, and their related entities. DTTL and each member firm are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/cn/en/about for a detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte's more than 225,000 professionals are committed to making an impact that matters. Deloitte serves 4 out of 5 Fortune Global 500 companies.

About Deloitte in Greater China

We are one of the leading professional services providers with 23 offices in Beijing, Hong Kong, Shanghai, Taipei, Chengdu, Chongqing, Dalian, Guangzhou, Hangzhou, Harbin, Hefei, Hsinchu, Jinan, Kaohsiung, Macau, Nanjing, Shenzhen, Suzhou, Taichung, Tainan, Tianjin, Wuhan and Xiamen in Greater China. We have nearly 13,500 people working on a collaborative basis to serve clients, subject to local applicable laws.

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, tax, consulting and financial advisory services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.